

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
食堂厨房油水分離槽清掃及び 流出排水管内高圧洗浄等役務	H－１０Ｂ		
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	平成２７年１０月 １５日	
	変 更	令和 ７年 ２月 １９日	
	作成部隊等名	多賀城駐屯地業務隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、多賀城駐屯地において実施する食堂厨房油水分離槽清掃及び流出配水管内高圧洗浄等役務（以下、“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 役務場所

宮城県多賀城市丸山2丁目1番1号 陸上自衛隊多賀城駐屯地

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令

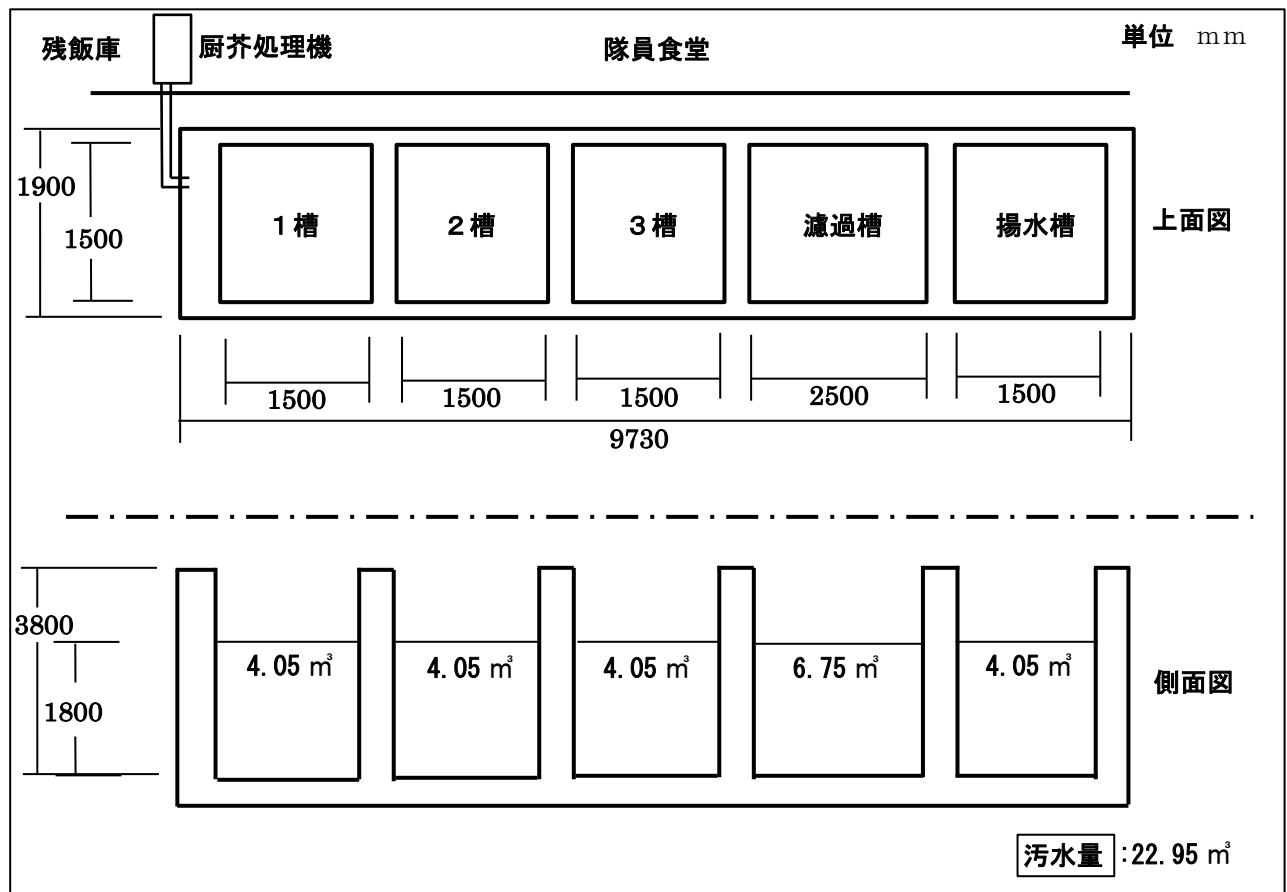
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）最終改正：令和4年6月17日法律第68号

2 役務に関する要求

2.1 食堂厨房油水分離槽油分（スカム等）汲み取り

槽内廃油汲み取り（含油汚泥水：約 22.95 m³）は、バキューム等を使用し、丁寧に汲み取るものとする。細部については、図1による。

図 1—食堂厨房油水分離槽概略図



2.2 食堂厨房油水分離槽清掃（5 槽）

清掃は、高圧洗浄等で実施し、油水分離槽側面及び配管を入念に清掃するものとする。この際、厨芥処理機から油水分離槽までの排水管についても併せて洗浄する。

2.3 汚泥処分（スカム等）

油水分離槽から汲み取った汚泥等については、産業廃棄物として処分する。

2.4 処理の区分

処理の区分は、“収集、運搬及び処分”とする。

2.5 処理基準

処理基準は、次によるほか、契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、法という。）及び関係法令を遵守し、適正に処理する責任を負うものとする。又、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第 12 条で定める産業廃棄物処理基準によるものとする。

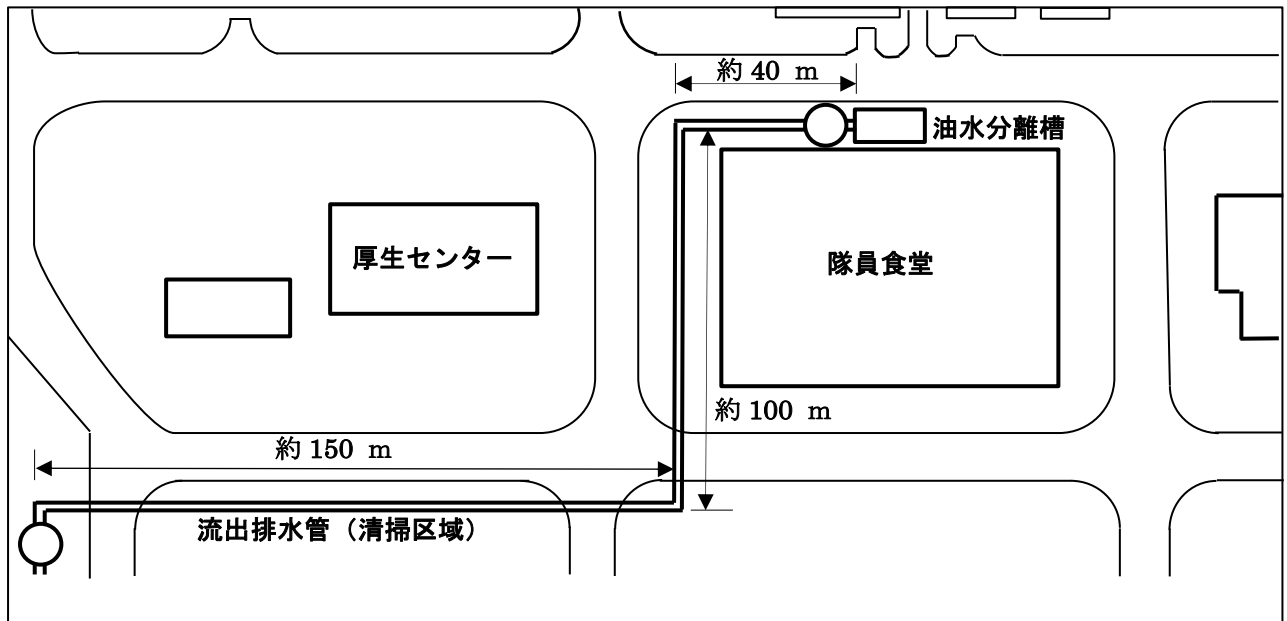
2.6 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第 12 条の 3 で定めるところによる。

2.7 流出排水管内高圧洗浄作業

油水分離槽から排水された流出排水管等についても、清掃は高圧洗浄で丁寧に実施するものとする。細部については、図 2 による。

図 2－流出排水管概略図



2.8 施工予定日及び施工範囲

本役務の施工予定日及び施工範囲については、調達要領指定書による。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、契約の相手方は本役務終了後、検査官に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、管理票（B 2．D・E票）及び施行前・中・後の写真とし、本役務完了後、契約担当官等へ提出するものとする。

4.2 使用機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

4.3 安全管理

契約の相手方は、安全管理に注意するとともに、必要な場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に疑義が生じた場合は、GLT-CG-Z000001の8.3による。